

Harmony – news & topics 2012.02

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



職場のパワーハラスメントを 6つに類型化して明示

厚生労働省のワーキング・グループは、職場におけるパワハラ行為の定義を明確にするため、該当行為を6つに類型化した報告書をまとめました。同省がパワハラ行為の定義付けを行ったのは初めての事です。

6つの類型

1. 身体的な攻撃
2. 精神的な攻撃
3. 人間関係からの切り離し
4. 過大な要求
5. 過小な要求
6. 個の侵害

職場のパワーハラスメントに関する相談は、社会問題として顕在化してきています。都道府県労働局に寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は、平成14年度には約6,600件であったものが、平成22年度には約39,400件と急速に増加しています。この問題をなくすためには、職場の一人ひとりが、この問題について自覚し、考え、対処することが重要です。そして、そのような行動の基となるのは、職場の仲間の人格を互いに尊重する意識であることを、わたしたちは改めて意識する必要があります。

ワーキンググループ報告より抜粋

職場のパワーハラスメントを予防するために トップのメッセージ

➢組織のトップが、職場のパワーハラスメントは職場からなくすべきであることを明確に示す

ルールを決める

➢就業規則に関係規定を設ける、労使協定を締結する

➢予防・解決についての方針やガイドラインを作成する

実態を把握する

➢従業員アンケートを実施する

教育する

➢研修を実施する

周知する

➢組織の方針や取組について周知・啓発を実施する

職場のパワーハラスメントを解決するために

相談や解決の場を設置する

➢企業内・外に相談窓口を設置する、職場の対応責任者を決める

➢外部専門家10と連携する

再発を防止する

➢行為者に対する再発防止研修を行う

【関連リンク】職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告～「職場のパワーハラスメント」の予防・解決に向けた労使や関係者の取組を支援するために、その概念や取組例を整理～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000021hkd.html>

TOPIX

各種保険料率の変更について 雇用保険料率が改訂されます。

(平成24年度 雇用保険料率表)

事業の種類	負担者		事業主負担		雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の保険料率	雇用保険料率	
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※新しい保険料率は、平成24年4月分から適用されます。

健康保険料率・介護保険料率が改訂されます。

平成24年度宮城支部

健康保険料率：現在 9.50% ⇒ **10.01%**

介護保険料率：現在 1.51% ⇒ **1.55%**

※新しい保険料率は、平成24年3月分(4月納付分)から適用されます。料額表は追って送付される見込みです。手続きを受託している事業所の皆様には、控除額の変更時期に合わせて個別の保険料をお知らせいたします。

全国健康保険協会 宮城支部より 東日本大震災に伴う

医療費の一部負担金の免除の期限延長について

H24.2.8 追加案内

東日本大震災により被災された方の医療費の一部負担金の取り扱いについて、全国健康保険協会(協会けんぽ)では、**免除の期限を平成24年9月30日まで延長**することといたしました。

なお、福島原発事故による警戒区域等の全ての住民の方(下記【一部負担金免除の対象となる方】の要件(2)の4または6に該当する方)については、平成25年2月28日まで延長となります。

※入院時の食事療養費及び生活療養に係る標準負担額については延長いたしません。(平成24年2月29日終了)
現在お持ちの免除証明書は、平成24年3月1日以降も引き続き使用できます。平成23年7月1日より協会けんぽが発行している免除証明書には、有効期限が「平成24年2月29日」と印字されていますが、平成24年3月1日以降も医療機関等の窓口に表示することで従前どおり免除が受けられます。(医療機関において読みかえられます。)

※就職・退職等で健康保険証が変わった場合、今お持ちの免除証明書は使用できません。新しい健康保険証の発行元(保険者)へお問い合わせください。

編集後記：早いもので、今年も2か月が経過しようとしています。この間、国内では、豪雪や低温等の被害が報じられ、連日、自然災害による被害の甚大さを目の当たりにしました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

「冬来たりなば春遠からじ」この時期よく思い出す諺です。人生の憂き目を見た後には必ず幸福が訪れるということを季節の移ろいに例えた諺ですが、昨年からは、雪を見るたびに震災の日には遭った様々な出来事を思い出し、そして、沢山の方々のご尽力によって徐々に日常を取り戻していった時間を思い出します。とはいえ、未だ大きな壁に阻まれ、春の訪れを長いこと待ちわびている方が大勢いらっしゃることで、そして、多くの支援が必要な現実が続いていること、過ぎ去った時間を歴史のひとつとして振り返るには、まだまだ未解決の問題があるのだということを私たちは忘れてはいけません。そんな決意をもって来月の11日を迎えたいと思います。

Harmony – news & topics 2012.02

#発行:2012年2月10日 #編集・構成:合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

☎ TEL:022-271-6751 ㊟ FAX: 022-271-6758

🌐 URL : <http://www.kadota-office.com/>

✉ mail : info@kadota-office.com

📅 修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

📅 陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

📅 スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

